

□■養成所ニュースプラス第 11 号 2023□■

1 学期、5 学期レポートの事務局での受付作業が終わり、レポート評価票の添付間違いや文章作法が守られていない場合は、事務局の判断で皆さんに返送しているところです。今一度「受講の手引」を確認し修正したうえで再提出してください。今回は、ですます体の混在、体言止め、段落がないもの、引用・参考文献表示の不備が多くありました。

名古屋スクーリングでも、「評価結果がいつもどってくるのか、ずっと不安で」と何人かの受講生から質問がありました。内容の評価は、修正再提出のレポートがそろった段階で担当教員に評価依頼するので、皆さんへの返却までは、3～4 か月程度いただいています。

今回は「地域福祉の理論と方法」（現、「地域福祉と包括的支援体制」）から地域福祉の推進についての問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 34 回問題 35】 次の記述のうち、社会福祉法における地域福祉の推進に関する規定として、適切なものを 2 つ選びなさい。

1. 国及び地方公共団体は、関連施策との連携に配慮して、包括的な支援体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 都道府県は、その区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うものとする。
3. 都道府県社会福祉協議会は、その区域内における地域福祉の推進のための財源として、共同募金を実施することができる。
4. 市町村は、子ども・障害・高齢・生活困窮の一部の事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制等を整備する重層的支援体制整備事業を実施することができる。
5. 市町村社会福祉協議会は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・ (34 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・ (35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・ (35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・ 受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・ スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105202&c=3246&d=99c7>

・第36回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105203&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

・社会福祉振興・試験センターより、「令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105204&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105205&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105206&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1105207&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第3号／国家試験ガイダンスで伝えたこと3】

やるしかないと思腹をくくった皆さんは、既に試験勉強に取り組んでいることと思います。まだ、取り組めていない皆さん、この週末には切り替えましょう。取りかからなくては始まりませんし、合格はありません。

大阪、仙台、東京、名古屋会場の「国家試験ガイダンス」で伝えたこと、伝え切れなかったことを皆さんと共有していきます。今回は、過去問題集を使った勉強の方法です。特に福岡会場参加の皆さんは、時間差が不利にならないようにお読みください。

34期生のスクーリング当日資料には、「中央法規のDMから考えてみる」というスライドがあります。既にDMを処分してしまった方も多いと思いますので、改めて過去問題集の使い方をお伝えします。

平日は、1日90分間で週3日を勉強日に当てます。(1)前日の過去問の復習で15分間(新しい科目を始める日は、その科目の出題傾向や受験勉強のポイントを精読します。)、(2)1科目1回分の過去問を1問1分30秒で進めて15分間、(3)解説を精読して30分間、(4)「受験ワークブック」または「受験合格テキスト」の索引から該当箇所の重要点を30分間で確認していきます。

休日のうち1日は1週間の総復習に当て、90分間を2コマ行います。1コマ目では、(1)前日の過去問の復習で15分間、(2)1週間の過去問を1問1分30秒で回答して30分間、(3)できなかった問題の解説を45分間でもう一度確認します。2コマ目の90分間は、「受験ワークブック」または「合格テキスト」の該当科目を確認すること、「受験ワークブック」の「一問一答」をやってみます。4ヶ月間これを繰り返し知識をインプットします。このように、中央法規の提案では、1週間を使って、3年分の過去問を3回繰り返し記憶に定着させていくという点がポイントです。

これは、あくまでも中央法規の提案ではありますが、この方法を参考にして、別の出版社の受験参考書を使うこともできますし、ワークブック等の代わりに手元にある標準テキストを活用することもできるでしょう。進め方も、まず、1年分150問をやって、解説を精読してから、2回目、3回目と繰り返し取り組んだら、別の年の150問に取り組むという方法もあるでしょう。1回目に明らかに正答でき、解説を読んで理解していることを確認できたら◎をつけ、2回目、もしくは3回目以降は◎問題はやらずに、正解できない問題に集中するという工夫もあります。

スケジュールや受験参考本と同様に、勉強の進め方もご自身にあった方法があると思います。少しでも参考になればと思います。次回は、「模擬試験の活用について」です。

【Plus Quiz・・・正答と解説】

事件から7年となった7月26日、津久井やまゆり園では追悼式が行われました。新聞各社も一斉に報道し、「誰にでも優しい社会へ」という見出しで、被害者家族の「障害者差別のない社会になってほしい」という談話を紹介した新聞社もありました。「重い障害がある人は生きる価値がない」という犯人の主張に、「重度障害者は何も産み出さない」「社会にとっていなくなった方が助かる」と同調、賛同する声も多くありました。しかし、ある利用者は強い口調でこう否定したと言います。「生きる価値がないというのはおかしい。そんなことは絶対にありません。」

「障害者差別解消法」第1条には、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら強制する社会の実現に資することを目的とする。」とあります。しかしながら、社会には、障害者差別だけでなく様々な差別があり、しかも新たに生まれています。時に、自身の内なる差別に気づき、はっとすることもあります。

差別のない社会という耳心地の良い言葉は、多くの場面で使われます。荒井裕樹氏は、中学生の「差別のない社会は可能か」という質問に、差別がない社会を前提にするよりも、差別があるという前提の方が、差別されたときや差別に気づいたときに声を出すことができるのではないかと語ります。「このクラスにはいじめはありません。」と言われたら、クラスのいじめを伝えることができるだろうかということです。（「障害者ってだれのこと？『分からない』からはじめよう」平凡社）

地域社会では、様々な方が差別に苦しんでいます。2000（平成12）年の社会福祉法改正で「地域福祉の推進」が明文化され、2017（平成29）年の改正で「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と第4条に規定されました。異なるものを排除するのではなく違いを認め合う社会です。

そして、社会福祉士には、多様な価値観を尊重し、地域社会の様々な声に耳を傾け地域共生社会の推進役を担うことが期待されています。

社会福祉法については、この3年間でも、「地域福祉の理論と方法」で毎年出題され、加えて地域福祉の主体や対象も出題されています。また、「現代社会と福祉」でも第33・35回で出題されており、重要な項目であることは確かです。テキストでは共通科目4「社会福祉の原理と政策」第7章第1節、共通科目6「地域福祉と包括的支援体制」第4章に詳しく書かれています。ご自身の仕事や暮らし、地域、そしてスクーリングでの学びに結び付けて、もう一度読んでみてください。

1. ○法第6条第2項は2020（令和2）年に一部改正され、国及び地方公共団体の責務が規定されています。
2. ×必要な事業を行うのは、都道府県ではなく、都道府県社会福祉協議会です。法第81条に規定されています。
3. ×都道府県社会福祉協議会は共同募金を実施することはできません。法第113条第2項で「共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する」と、同条第3項で「共同募金会以外の者は、共同募金事業を行ってはならない。」と規定しています。共同募金は地域福祉の推進にあたる第1種社会福祉事業です。
4. ○2020（令和2）年の法改正により「重層的支援体制整備事業」を行うことができるという規定が追加されました。この事業は、社会福祉法による事業に加え、介護保険法、「障害者総合支援法」、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法による事業を一体的に行うものです。
5. ×市町村社会福祉協議会が策定するのは、地域福祉活動計画です。また、都道府県が策定するのは、市町村地域福祉計画を支える地域福祉支援計画になります。策定主体と計画の名称、内容、策定義務は確認が必要です。「福祉行財政と福祉計画」のレポート課題2でも取り上げられていました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus